

保育制度説明（一次報告書に対する意見を受けて）

保育のあり方検討委員会に関する市のホームページ中、「一次報告書に対する意見の概要について」内に意見の概要とあわせて、保育制度に関する説明を下記のとおり掲載しました。

保育のあり方検討委員会一次報告書に対して寄せられたご意見の中で、現在の保育園や制度について、市の説明・周知不足から、事実と異なる認識によるものと思われるご意見がいくつか見られました。

このことから、保育制度の基本的な事項についてあらためてご説明いたします。

○保育制度について（私立保育園に対する市の責任、指導監督。私立保育園の運営について。保育の差。等）

- ・児童福祉法では、市町村は保育に欠ける児童について、保育所で保育しなければならないとの規定があります。ここでの保育所は公立・私立の区別はありません。私立保育園での保育も市が責任を持ち、適正な運営及び保育の質が確保されるよう指導監督及び支援を行っています。
- ・私立保育園は国及び市からの補助金で運営されており、運営が困難となることは通常考えられません。
- ・船橋市内の私立保育園は、現在、社会福祉法人を中心に、学校法人、医療法人、財団法人により運営されています。株式会社が運営する認可保育所はありません。
- ・保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設で、船橋市の認可を受けて設立・運営されています。保育は国の定める基準や保育所保育指針等に基づき行われ、基本的な部分は公立・私立の差はありません。その上で、私立保育園では各園の独自性を出して保育を行っています。

○入所児童の決定について（×私立は入所児童を選ぶ。等）

- ・公立・私立に関わらず保育園の入所については、保護者の希望により、保育に欠ける度合いを点数化した入所判定基準に基づき、保育園の空き状況など受入体制と調整しながら、入所する児童をすべて市で決定しています。

○保育料について（×一律の保育料ではないか。私立は高い。等）

- ・保育料は市が決定しており、公立でも私立でも同額で、市に支払っていただきます。お子様の年齢と保護者の前年分の所得税額等によって、応分の負担となっています。ただし、私立では園により実費（園服や帽子の費用、かばん代、教材費、教室費用、時間外保育料等）を徴収している場合があります。

○給食について（×私立は外部調理、仕出しではないか。等）

- ・船橋市の公立・私立すべての認可保育所では、給食の調理は園内の調理施設で行われており、厚生労働省の「食事摂取基準」に基づいて栄養バランスのよい献立により、完全給食を行っています。